入札公告の訂正

平成22年７月９日

国立大学法人琉球大学長　岩政　輝男

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　47

１　掲載日　平成22年６月16日（号外政府調達第111号）

２　訂正内容

30ページ３段目、国立大学法人琉球大学に係る「入札公告」第３号－１中、１⑴　品目分類番号を「71」から「14」に、１⑵　「購入等件名及び数量」から「借入件名及び数量」に、１⑷　「履行期間　平成22年９月29日から平成23年３月31日」から「借入期間　平成23年４月１日から平成27年３月31日」に訂正します。

入札公告の変更

平成22年７月９日

契約担当役

国立大学法人東京海洋大学

事務局長　鈴木　優子

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

１　掲載日　平成22年６月11日（号外政府調達第108号）

２　変更内容

57ページ３段目、１の⑷中「平成27年１月31日」を「平成28年１月31日」に、58ページ１段目、５の⑷中「31, January, 2015」を「31, January, 2016」に変更しました。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年７月９日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　宮本卓次郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第４号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　八戸港河原木地区泊地（－14m）外浚渫工事＜電子入札対象案件＞

⑶　工事場所　八戸市八戸港港内

⑷　工事内容　ポンプ浚渫　約130,000㎥（泊地（－14m））、ポンプ浚渫　約48,000㎥（航路泊地(埋没)）、零号及び排砂管設置・管理・撤去１式、探査工１式

⑸　工期　平成23年３月18日まで。

⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。

⑿　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、900点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、900点以上の者であること。）

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を800点以上とする。

⑷　平成７年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・海上において、ポンプ浚渫船により、純土量91,000㎥以上の浚渫又は床掘を施工した工事

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・海上において、ポンプ浚渫船により、純土量60,000㎥以上の浚渫又は床掘を施工した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成７年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した上記⑷１）に掲げる工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

３）特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成７年４月１日以降に「海上における浚渫工事において、純土量60,000㎥以上の浚渫又は床掘を施工した工事」の施工経験を有すること。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑹　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。

１）港湾等しゅんせつ工事のうち、平成20・21年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。